令和８年秋季火災予防運動実施計画

１　目　的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

２　防火標語（2026 年度全国統一防火標語）

『火の確認　いい日を支える　いい習慣』

３　実施期間

令和８年 11 月９日（月）から 15 日（日）までの７日間

４　実施区域

湯河原町及び真鶴町全域

５　実施機関

湯河原町消防本部・消防署・消防団

６　協力機関

神奈川県消防協会足柄下支部
湯河原町消防協会
湯河原町防火安全対策協会
湯河原・真鶴危険物安全協会
湯河原町女性防火クラブ
湯河原町少年少女消防クラブ
湯河原町幼年消防クラブ

７　重点目標

(1)　住宅防火対策の推進

住宅火災における死者数は近年減少傾向であったが、令和３年より増加しており、死者の内訳は、65 歳以上の高齢者が７割を超えており、今後更なる少子高齢化や高齢者単身世帯の増加を勘案すると、高齢者の人命安全確保は喫緊の課題である。火災の早期覚知及び出火防止対策が必要であり、その周知広報に当たっては「住宅防火　いのちを守る　10 のポイント」を活用し、住宅用火災警報器、住宅用消火器等住宅用防災機器の普及啓発を図る。また、近年激増しているリチウムイオン蓄電池に係る火災に対する注意喚起を重視して実施する。

(2)　地震火災対策の推進

本年７月には最大震度７の令和８年熊本地震が発生した。今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定においては、火災による人的被害及び物的被害が予想されているところであり、感震ブレーカーの設置をはじ

めとする地震火災対策の推進のためリーフレットを活用した感震ブレーカーの普及促進を図る。

(3)　林野火災予防対策の推進

本年も４月に岩手県大槌町における大規模な林野火災をはじめ、全国各地で甚大な被害が発生している。令和７年８月 26 日総務省消防庁発表の検討会報告書によると林野火災の発生は人為的要因によることが多いことを踏まえ、広報発信し、冬から春に増加する林野火災に対し、この時期から火災予防対策を推進していく。

８　推進項目

(1)　防火対象物等における防火安全対策の徹底
(2)　製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
(3)　乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
(4)　放火火災防止対策の推進
(5)　多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

９　実施事項

(1)　消防本部・消防署で実施するもの
ア　火災予防広報
イ　関係機関、事業所等への協力依頼
ウ　防火対象物への立入検査
エ　住宅火災対策の推進
オ　地震火災対策の推進
カ　林野火災予防対策の推進
キ　乾燥時及び強風時の防火広報巡回
ク　防火ポスター、防火看板等の掲出
ケ　車両への火災予防広報マグネットシートの貼付

(2)　消防団で実施するもの
ア　防火ポスター、防火看板等の掲出
イ　車両への火災予防広報用マグネットシート貼付
ウ　夜間防火広報巡回

10　協力機関での実施事項

(1)　湯河原町防火安全対策協会
会員に対する本運動の周知及び防火安全の確保の徹底

(2)　湯河原・真鶴危険物安全協会
会員に対する本運動の周知及び危険物安全管理の徹底

(3)　湯河原町女性防火クラブ
防火対策を推進するための広報活動

(4)　湯河原町少年少女消防クラブ
防火対策を推進するための広報活動

(5)　湯河原町幼年消防クラブ
防火対策を推進するための広報活動

住宅防火　いのちを守る　10のポイント

4つの習慣・6つの対策

4つの習慣

- 寝たばこは、絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。